

6. 高齢者のために

今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

6.1 高齢者の人口

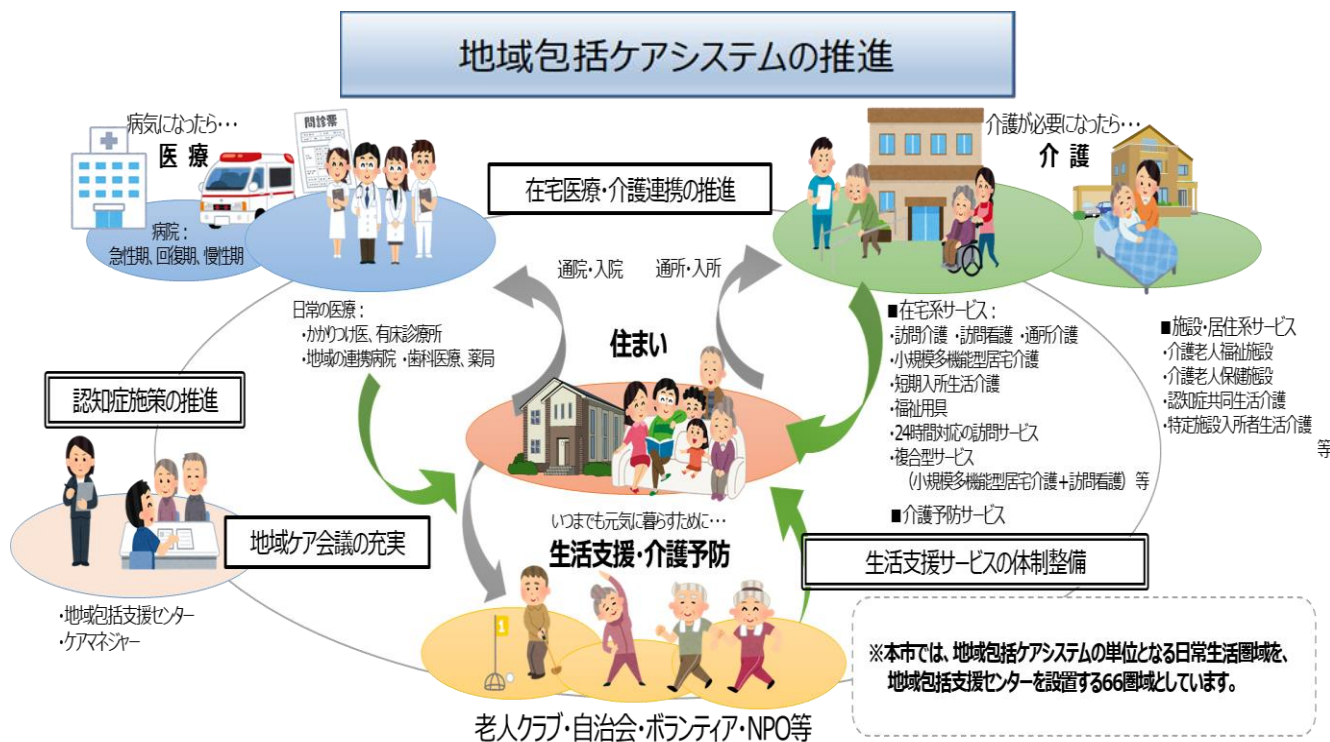
令和7年4月1日現在の大阪市の推計人口は、総数は280万人で前年より約2万3千人増加しています。高齢者人口（65歳以上）は69万4千人と前年より約3千人減少しています。なお、総人口に占める割合は24.8%となっています。

6.2 高齢者施策の推進体制

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月に令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、前計画の基本的な考え方を継承するとともに、「地域包括ケアシステムの推進体制の充実」「認知症施策の推進」「介護予防・健康づくりの充実・推進」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実」「高齢者の多様な住まい方の支援」を重点的な課題として位置付け、取り組むこととしています。



6.3 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるため、平成12年度にスタートし、平成18年度からは介護予防の充実、地域に密着したサービスの創設などの制度改正が行われました。また、平成27年度からは地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げるなど費用負担の公平化等の制度改正が行われました。

6.3.1 被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険加入の方
介護サービスを利用できる方	・入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方（要介護者） ・心身の状態が改善する可能性が高い方で日常生活の一部に支援が必要な方（要支援者） ・基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方（事業対象者）	・老化が原因とされる病気（16種類の病気）により、介護等が必要となった方（要介護者・要支援者）
保 険 料	所得等に応じて、15段階の保険料を設定。	加入している医療保険の算定方法に基づいて決定。
徴 収 方 法	・老齢・退職年金、障がい年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金からの支払いとなる。（特別徴収） ・年金からの支払い以外の方は、納付書等により個別に市に納付。（普通徴収）	・医療保険料に上積みして一括して支払。（1つの保険料として納付。）

大 阪 市	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
第1号被保険者数	約67万7千人	約67万5千人	約67万1千人

※第2号被保険者数については、要介護（支援）認定者等以外の把握ができないため確定不可。

6.3.2 要介護（要支援）認定等

介護保険サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

要介護（要支援）認定は、要介護（要支援）認定申請者の認定調査結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査・判定した要介護度等を原則として30日以内に通知します。

6.3.3 保険給付

① 利用限度額

介護保険サービス（居宅サービス及び総合事業のサービス）には、要介護状態や事業対象者のそれぞれの区分ごとに1か月あたり、利用できるサービスの限度があります。

区分	1か月あたりの 利用限度単位数	1か月あたりの利用限度額 (1単位11.12円で計算した場合)	利用者負担額 1割負担の場合
事業対象者	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援1	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援2	10,531単位	117,200円程度	11,720円程度
要介護1	16,765単位	186,500円程度	18,650円程度
要介護2	19,705単位	219,200円程度	21,920円程度
要介護3	27,048単位	300,800円程度	30,080円程度
要介護4	30,938単位	344,100円程度	34,410円程度
要介護5	36,217単位	402,800円程度	40,280円程度

② 介護保険サービス内容

介護保険サービスには自宅で利用できるサービス、通いで利用できるサービス、施設に入所するサービスがあります。なお、一部のサービスには介護予防サービスも含まれます。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行う。
	訪問入浴介護	介護職員と看護師などが移動入浴車などで居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	訪問看護	医師の指示に基づき、看護師などが訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
	訪問・通所 リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士などが居宅を訪問または施設において必要なリハビリテーションを行う。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
	通所介護	デイサービスセンターなどで食事・入浴サービス等を提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などへ短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行う。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などへ短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
	福祉用具の貸与・購入	特殊寝台、車いすなどの福祉用具を提供する。
	住宅改修	居宅内の段差解消、手すりの取付けなどの小規模な住宅改修費用を支給する。
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	日常生活上の世話（介護）、機能訓練、健康管理などを行う。
	介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練などを行う。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問対応と随時対応を行う。
	夜間対応型訪問介護	夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行う。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて食事・入浴サービスなどを提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事・入浴サービスなどを提供し、レクリエーションなどの機能訓練を行う。
	小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供する。
	認知症対応型 共同生活介護	認知症の方を対象に、共同生活住居において日常生活上の世話などを行う。
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	入所定員が29人以下の介護専用型の特定施設入居者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行う。
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設入所者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行う。
	看護小規模多機能型居宅 介護（複合型サービス）	医療ニーズの高い要介護者の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供する。

介護保険サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行し、訪問型サービス及び通所型サービスとして実施しています。

	給 付 の 種 類	サ ー ビ ス の 概 要
総 合 事 業 の サ ー ビ ス	介護予防型訪問サービス	訪問介護員（ホームヘルパー）が身体介護や生活援助を行う。 （要支援1・2の方が利用できる）
	生活援助型訪問サービス	大阪市が実施する2日間の研修を修了した従事者などが生活援助を行う。 （要支援1・2の方が利用できる）
	サポート型訪問サービス	閉じこもりの方や口腔機能向上・栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問し支援を行う。 （要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）
	住民の助け合いによる生活 支援活動	介護予防ポイント事業の活動登録者等が、生活援助や介護保険サービス外の生活支援を提供する。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）
	介護予防型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間以上のデイサービスを行う。（要支援1・2の方が利用できる）
	短時間型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間未満のデイサービスを行う。（要支援1・2の方が利用できる）
	選択型通所サービス	短期間で集中的に、運動器の機能向上、口腔機能向上、または栄養改善のプログラムを行う。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できる）

③ 利用者負担

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む）にかかった費用の1割、2割または3割が利用者負担となります。（下表のとおり）

また、介護保険施設を利用する場合は、別途、食費・居住費が必要となります。

利用者負担割合の要件			
65 歳以上の方	本人の 合計所得金額が 220 万円以上	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 340 万円以上、または 2 人以上世帯で 463 万円以上	3 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円以上 340 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円以上 463 万円未満	2 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円未満	1 割
	本人の 合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円以上、または 2 人以上世帯で 346 万円以上	2 割
		年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が 単身世帯で 280 万円未満、または 2 人以上世帯で 346 万円未満	1 割
	本人の合計所得金額が 160 万円未満		1 割

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

・高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）

利用者負担が1か月あたりの負担上限額（下表のとおり）を超えた分については、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業費）として支給しています。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の者がいる場合	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円） ～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の者がいる場合	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円 （年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
【市町村民税非課税世帯】 全員が市町村民税を課税されていない世帯	24,600円（世帯）
●前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額※1の合計が80万円（※2）以下の場合 ●老齢福祉年金受給者の場合	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給の場合	15,000円（個人）

市町村民税課税世帯については、同一世帯のすべての65歳以上の方の課税総所得で判定を行います。

※1：合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。

※2：令和7年8月から80万9千円に改定されます。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業費）

加入する医療保険の世帯単位で、介護保険（総合事業を含む）及び医療保険の両方に利用者負担があり、その合計額が基準額を超えた場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業費）を支給します。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費について、所得等に応じた利用者負担段階の負担限度額に軽減します。

対象者：世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金額が一定金額以下の方
生活保護を受給している方

対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

：介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護・療養介護

6.3.4 保険料

第1号被保険者の保険料

基準額（110,988円）（年額）

保険料段階	対象者			令和7年度	
				割合	保険料額 (年額)
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者			0.335	37,181円
第2段階	本人が 市町村民税 非課税	同じ世帯に いる方全員が市 町村民税非課 税	本人の合計所得金額等（※1）＋公 的年金等収入額が80.9万円（※2） 以下の方	0.335	37,181円
第3段階			本人の合計所得金額等（※1）＋公 的年金等収入額が120万円以下の方	0.485	53,830円
第4段階			第2段階・第3段階以外の方	0.685	76,027円
第5段階		同じ世帯に市 町村民税課税 者がいる方	本人の合計所得金額等（※1）＋公 的年金等収入額が80.9万円（※2） 以下の方	0.85	94,340円
第6段階 (基準額)			第5段階以外の方	1.00	110,988円
第7段階	本人が 市町村民税 課税	本人の合計所得金額が 125万円以下の方		1.10	122,087円
第8段階		本人の合計所得金額が 125万円を超え200万円未満の方		1.25	138,735円
第9段階		本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方		1.50	166,482円
第10段階		本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の方		1.75	194,229円
第11段階		本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の方		2.00	221,976円
第12段階		本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の方		2.20	244,174円
第13段階		本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満の方		2.40	266,372円
第14段階		本人の合計所得金額が 700万円以上1,000万円未満の方		2.60	288,569円
第15段階		本人の合計所得金額が 1,000万円以上の方		3.00	332,964円

合計所得金額 …地方税法第292条第1項第13号に規定される合計所得金額から長期・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いて算定した額（合計所得金額がマイナスの場合は0円とする）

合計所得金額等（※1）…合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額（平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整）

※2）…令和7年度（仮算定を除く）以降は、国基準の見直しにより、第2段階及び第5段階の基準額を80万円から80万9千円に改定

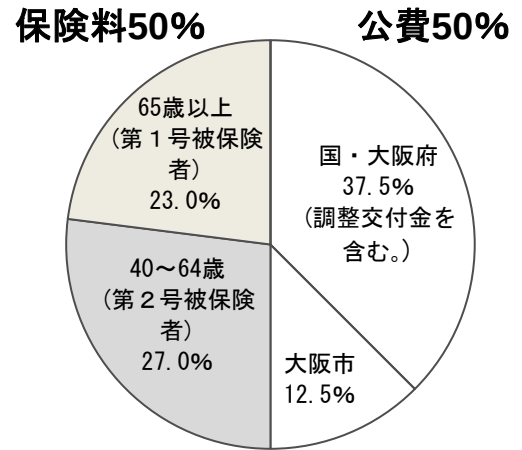
【保険料の計算方法】

基準額（110,998円）（年額）× 所得に応じた割合（0.335～3.00）

6.3.5 介護保険給付費の財源

介護保険の給付に必要な財源は保険料と公費で賄っています。

保険料 50%		
(内訳)	第1号被保険者	(全体の23.0%)
	第2号被保険者	(" 27.0%)
公 費 50%		
(内訳)	国・大阪府（都道府県）	(" 37.5%)
	大阪市（市町村）	(" 12.5%)



6.4 地域支援事業

一般介護予防事業は、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的に実施しています。地域包括支援センターにおいては介護予防の視点から、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるための介護予防ケアマネジメントを行うとともに、総合相談・支援、多職種連携によるケアマネジャーの後方支援や地域住民・専門機関での地域ネットワークの形成などを行うことにより、高齢者支援の強化を図っています。また、虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護に取り組んでいます。その他、任意事業として家族介護者への支援や地域での自立した生活を継続させるための事業を行っています。

6.4.1 一般介護予防事業

介護予防とは「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り、年齢を重ねても“いきいき”と生きがいをもって暮らすための取り組み」です。

「自分はまだ元気だから、今のところ必要がない」と考えている方も、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

住民主体の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進しています。

① 介護予防把握事業

65歳以上の方に対して、保健福祉センターでの健康相談や後期高齢者医療健康診査結果による訪問等、様々な機会をとらえて基本チェックリストを活用し、生活機能の低下が認められ、要支援・要介護状態等となるおそれの高い方を把握し、必要な支援につなげています。

② 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、月1回地域の身近な場所で、介護予防のための体操や栄養・お口のお手入れ・認知症予防のお話、音楽などのレクリエーション活動、季節に合わせた行事等を通じて、地域の仲間と語り、こころとからだの元気を高めるためのプログラム等を実施しています。

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意義等についての健康講座・相談や講演会の実施及びリーフレットの配付等により広く市民に啓発しています。

④ 介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者が、介護保険施設・事業所における介護支援活動、保育所等における保育支援活動、高齢者の居宅における生活支援活動を行った場合に、換金できるポイントを交付する事業を実施することで、高齢者の社会参加を積極的に支援し、介護予防を推進します。

⑤ 介護予防活動推進事業

地域における住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させ、高齢者自らが介護予防に取り組める地域づくりを進めるため、「百歳体操」の実施に必要な物品の貸出・配付等の普及支援や「高齢者 e スポーツ体験講座」への講師派遣等を実施しています。

⑥ 健康づくりひろげる講座

生活習慣病予防と介護予防について学び、自らの生活の中で運動や認知症予防などを実践し、地域において活動を啓発していけるような人材を育成することを目的に、介護予防や健康づくり、地域における介護予防活動等についての講義、実習等を実施しています。

⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業

「百歳体操」等を活用した住民主体の体操・運動等の通いの場に対する立上げ支援及び継続支援として、体操・運動や口腔機能向上のためのリハビリテーション専門職等による技術的助言・指導等を行うことで、地域における介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

⑧ 一般介護予防事業評価事業

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において定めた一般介護予防事業の目標の達成状況を含む総合事業全体の実施状況の検証・事業評価を実施し、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

6.4.2 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、市内に66か所設置し、高齢者やその家族から介護、福祉などに関する相談を総合的に受け付け、必要なサービスに繋げる総合相談支援業務、高齢者虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用促進等の権利擁護業務、地域における介護支援専門員のネットワークの形成等、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っています。

また、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ブランチ）も設置し、地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談に応じています。

地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援の方と事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントも行っています。

地域包括支援センターの中立性・公正性の確保や適正な運営を図るため、市及び各区に地域包括支援センター運営協議会を設置して、事業の運営状況や今後のあり方について、協議を行っています。

② 生活支援サービスの体制整備

多様なサービスが創出される取り組みを推進するため、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う「生活支援コーディネーター」を24区及び日常生活圏域（66圏域）に配置し、多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取り組みを行っています。

6.5 高齢者施策の事業

6.5.1 在宅福祉サービス

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の地域生活、在宅生活を支援するため、各種の福祉サービスを行っています。

① 日常生活用具の給付

要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らしの方などを対象に、介護保険制度の対象とならない日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器・高齢者用電話）を状況に応じて給付します。

② 介護用品の支給

介護保険制度における要介護認定による要介護度が4、5または要介護3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給しています。

③ 生活支援型食事サービス

介護保険制度における要介護認定による要介護度が要支援1以上のひとり暮らしの方などで食事の確保が困難な方を対象に、配食の機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関へ連絡を行っています。

④ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理が困難な方で、65歳以上の「ひとり暮らしの方」及び「高齢者のみの世帯に属する方」のうち介護保険制度における要介護認定による要介護度が要支援1以上の方を対象として、寝具の水洗い及び乾燥消毒によるサービス事業を行う事業者に補助金を交付し、補助事業として事業を実施しています。

⑤ 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、緊急通報システム機器を貸与のうえ、24時間体制で専門的知識を持つオペレーターを配置し、日常生活に関する医療・健康相談に対応するとともに、急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行っています。緊急通報システム機器は固定型または携帯型を選択いただけます。

⑥ 家族介護支援事業

介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、地域の社会資源などの状況に応じ、介護者に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるための講演会、研修会等を実施しています。また、家族介護者の介護負担の軽減、心身のリフレッシュを図ることを目的に在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会を提供しています。

⑦ 家族介護慰労金の支給

介護保険制度における要介護認定による要介護度が要介護4または5の在宅の高齢者を、介護保険を利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的として、慰労金を支給しています。

⑧ 在日外国人高齢者給付金の支給

在日外国人（日本国籍を取得した方を含む）の方で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し、給付金を支給しています。

6.5.2 認知症支援サービス

国は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくため、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」をとりまとめました。また、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的として、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

大阪市におきましても、国の方向性に基づき、認知症施策の取り組みを推進しています。

① ICT活用による認知症理解のための普及・啓発事業（「認知症アプリ」の運用業務）

スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」を公開し、広く普及・啓発を行うことにより、市民自らの認知症予防の取り組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援します。

② キャラバン・メイト養成研修事業（認知症サポーター養成等業務）

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざして、認知症を理解し地域で認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成しています。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成しています。

③ 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族を訪問し、初期の適切な支援を行うため、医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

また、各区に認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の人や支援困難な人への対応をはじめ、関係機関との連携体制の強化や地域資源構築並びに地域の認知症対応力向上に取り組んでいます。

④ 認知症強化型地域包括支援センター運営事業

各区で認知症初期集中支援推進事業を実施する地域包括支援センターを認知症施策の推進拠点となる「認知症強化型地域包括支援センター」として位置付け、当センターに認知症施策を推進する役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への支援にかかる地域ネットワークを活用して、地域の認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の人の早期把握や適切な支援につながる取り組みを進めています。

⑤ 認知症疾患医療センター運営事業

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」を設置し、保健医療、介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施しています。

⑥ 地域包括支援センター連絡調整事業（相談支援業務）

地域包括支援センターからの認知症にかかる専門的な相談への対応及び各区の認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員など、認知症の人やその家族等の支援機関に対する後方支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談会等を通じた支援を行います。

⑦ 認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

これまで弘済院が医療・介護の一体的提供により培ってきた技術・ノウハウの蓄積を活かし、専門的研修等の実施や既存研修の一体的実施及び情報発信機能の統合を通じて、認知症の早期発見・早期対応や、症状が安定した後に地域への復帰を進める等の包括的な支援体制の構築を推進しています。

⑧ 認知症地域医療支援事業

・認知症サポート医養成研修

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、認知症の人への医療と介護が一体となった支援体制の構築を図っています。

・認知症等高齢者支援地域連携事業

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う認知症サポート医と「かかりつけ医」が、認知症強化型地域包括支援センターと連携して各区における認知症施策推進会議を活用し、地域ごとの課題に対応した啓発事業を行います。

・かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

「かかりつけ医」に、適切な認知症診療の知識・技術などの習得に資する研修を実施することにより、認知症サポート医の連携の下、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図るなど、認知症の人への医療と介護の一体的な支援体制の構築をめざしています。

・かかりつけ医認知症対応力向上フォローアップ研修

認知症疾患医療センター圏域（3圏域）ごとに、かかりつけ医認知症対応力向上研修等を修了した「かかりつけ医」を主な対象として、認知症疾患医療センターとの連携や適切な認知症診断の知識及び治療技術などのさらなる向上を目指す研修を実施し、地域における認知症医療の体制強化をめざしています。

・認知症サポート医フォローアップ研修

認知症サポート医に対し、市内の医療資源の状況を踏まえた連携のあり方や、認知症の行動・心理症状への影響に配慮した身体疾患の管理等に関する医学的知識等を習得するための研修等を実施し、認知症サポート医の連携・機能強化を図っています。

・病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施しています。

・病院勤務以外の医療従事者に対する認知症対応力向上研修

病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施しています。

・歯科医師認知症対応力向上研修・薬剤師認知症対応力向上研修・看護職員認知症対応力向上研修

歯科医師、薬剤師、看護職員に対し、認知症の人やその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を修得するための研修を実施します。

・若年性認知症対策向上研修事業

企業等の人事労務担当者、産業医に対し、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。

⑨ 認知症介護実践者等養成研修事業

認知症介護実践者に対する実践的研修や、認知症介護の指導的立場にある者への専門的な知識、技術等を修得する研修を実施することを通じて、認知症介護の指導的役割を担う人材を養成するほか、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対して、適切なサービス提供に関する知識等を修得させるための研修を実施しています。

また、研修修了者を中心に、地域における認知症ケアの質の向上や認知症対応力強化を目的としたネットワークを構築し、地域全体での認知症介護の対応力向上を図っています。

⑩ 認知症高齢者緊急ショートステイ事業

介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった認知症の人及び認知症の疑いがある人を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する緊急ショートステイを実施し、認知症の人を介護するご家族の負担を軽減します。

⑪ 認知症カフェ等運営支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを普及定着させるため、医療・福祉・介護等の専門職を派遣し、認知症カフェの運営支援を行っています。

⑫ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

(P12の地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の機能③の再掲)

認知症の人が、行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメールで氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とします。

⑬ 認知症高齢者位置情報探索事業

(P12の地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の機能③の再掲)

行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症の人を含む）を介護する家族等に対して位置情報探索機器を貸与し、行方不明時の位置情報確認及び高齢者保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減します。

⑭ 身元不明認知症高齢者緊急一時保護事業

市内の警察署で保護した身元不明の認知症高齢者に対し、身元が判明するまでの期間、緊急一時保護施設で保護を行い（14日以内）、身元の特定に努めるとともに、適切な支援につなげるため関係機関と連携しています。

⑮ オレンジサポーター地域活動促進事業

地域で共に支え合う仕組みの構築を推進するため、地域において活動している認知症サポーターに対して、ステップアップ研修を実施することにより、地域で活動するオレンジサポーターを養成し、認知症の人や家族の支援を行うオレンジサポーター等で構成するチーム「ちーむオレンジサポーター」の立ち上げや活動支援等を行っています。

また、地域において認知症の人にやさしい取り組みを行うなど、認知症の人の支援に関する社会貢献活動を行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録・周知し、地域における支援活動を促進します。

⑯ 若年性認知症支援強化事業

65歳未満で認知症を発症する若年性認知症の人の多くは、仕事や家事、子育て等の面において、高齢者とは異なる課題があり、その支援にあたっては、広範囲にわたる幅広い知識や高度な専門性が必要となることから、若年性認知症支援に関する専門職である大阪市若年性認知症支援コーディネーターを配置し、各区認知症地域支援推進員等による若年性認知症の人やその家族への支援に対する後方支援や研修等を行うことにより、地域における若年性認知症の人に対する支援を強化します。

6.5.3 施設福祉サービス

居宅で生活することが困難な高齢者のために、次のような老人ホーム等があります。

① **特別養護老人ホーム**

原則要介護3以上の在宅での介護が困難な方に対して、介護職員等が、食事・入浴・介護・機能訓練等のお世話をする施設。

② **養護老人ホーム**

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により自宅での生活が困難な状態にある方に、適切な生活支援を行い、自立した日常生活を送っていただき、社会復帰できるよう支援する老人福祉施設。

③ **軽費老人ホーム**

60歳以上で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安が認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者のための施設。

④ **生活支援ハウス**

大阪市内に住所を有する60歳以上の方で、かつ、ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、もしくは家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため居宅において生活することに不安のある方のための施設。

⑤ **介護老人保健施設**

看護や介護を必要とする高齢者および認知症の方に対して、リハビリテーション等の医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、在宅の生活への復帰を支援する介護保険施設。

⑥ **介護医療院**

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。

6.5.4 社会参加・生きがい対策

高齢者が生きがいをもって健やかに高齢期を過ごしていただけるよう、また、積極的に社会との交流を深めていけるよう各種の活動を支援・促進しています。

① 老人福祉センター

高齢者の地域福祉活動の拠点として、高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域活動を支援することを目的として、各区に設置しています。

② 老人クラブ活動

おおむね小学校区ごとに組織され、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として結成された老人クラブが行う、レクリエーションや教養の向上、清掃奉仕や友愛訪問等様々な活動に対して助成し、高齢者の地域福祉の推進を図っています。

③ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の家庭、地域、企業等社会の各分野での豊かな経験と知識及び技能を活かすため、各区老人福祉センターを中心とした「高齢者の生きがいと健康づくり総合推進会議」を区単位で設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行っていただくことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図っています。

④ 敬老優待乗車証（敬老パス）の交付

70歳以上の高齢者にOsaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス（いまざとライナー含む）を1乗車50円で利用できる「敬老優待乗車証（ICカード）」を交付しています。

⑤ 市立文化施設等敬老優待

65歳以上の高齢者に対して敬老優待乗車証、介護予防ポイント手帳、運転免許証等、年齢・住所が明記された書類の提示により、市立文化施設などの入館料を優待しています。（一部の特別展などは有料）

⑥ 高齢者入浴利用料割引事業

70歳以上の高齢者の健康増進と孤独感の解消を図るため、月2回割引入浴サービスを実施している大阪市内の浴場に対し助成を行っています。

⑦ 高齢者福祉月間行事

市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会などを実施しています。

⑧ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図るため、スポーツ交流・文化交流を通じて広く各層の理解を深める全国健康福祉祭（ねんりんピック）に参加しています。本大会は毎年各都道府県及び政令指定都市の持ちまわりで開催されています。

⑨ シルバー人材センター

高齢者を対象に、地域に密着した仕事を会員に提供し、就業を通じての高齢者の生きがいづくり・社会参加をすすめるシルバー人材センターに助成を行っています。

⑩ 公衆浴場衛生向上等事業補助

一般公衆浴場において高齢者等の浴場利用者が安全に施設を利用することができ、健康づくり・介護予防につながるよう、健康局と連携し、浴室に手すりを設置する等、バリアフリー化にかかる経費の補助を行っています。

6.5.5 住宅対策

① 市営住宅（福祉目的住宅）の入居者募集

市営住宅の一部を高齢者向けとして、入居者を別枠募集しています。（募集時期・毎年5月）

② 高齢者ケア付住宅

手すりの設置や段差の解消など安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡など住宅支援を行う生活援助員を配置した住宅です。（新規入居の募集はありません）

③ 高齢者見守り付住宅

緊急通報システムの利用に加えて、冷蔵庫扉やトイレ扉等に設置して24時間以上開閉がなければ異常を検知するＩＣＴ見守り機器を住宅に設置し、異常を検知した際にはあらかじめ登録いただいた連絡先や入居者本人へ連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認を行うサービスを備えた住宅です。（入居者の募集時期・毎年5月）

④ 高齢者住宅改修費給付制度

介護保険制度で要支援以上の認定を受けた方が住宅改修費の支給を受けて工事を行う場合、介護保険で支給の対象とならない工事であって補完的な工事の費用の一部を給付しています。

6.5.6 後期高齢者医療制度

「10 後期高齢者医療制度」（P55～57）参照

6.5.7 新型コロナウイルス等感染拡大防止対策

入所系の介護施設・事業所について、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費や簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な経費に対して補助を行っています。（補助限度額あり）